

平成16年度 国立大学法人長崎大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教養教育の成果に関する具体的目標を達成するための措置

- ・全学教務委員会のもとに全学教育カリキュラム検討ワーキングを立ち上げ、新カリキュラム（平成18年度施行予定）の検討に入る。
- ・外国語各種検定試験による単位認定制度の平成17年度導入を目指し具体的細目の検討を行う。
- ・各大学の特色的教養科目に関する他大学との合同シンポジウムの開催と、学生の知的活動への動機付けを目的とした特色科目（教員と学生の合議による学生企画科目等）開設の検討に着手する。
- ・情報倫理教育のための教材を導入し、情報処理科目で情報倫理に重点を置いた教育を推進する。
- ・情報処理科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、共通基礎科目（教養セミナー）においてeラーニングの試用を開始する。

学士課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ、優れた専門職業人育成という社会の要請に応えうるため、各学部において適正なカリキュラム編成を行う。
- ・平成14年度に発足した大学教育機能開発センター全学教育研究部門の機能を全学教育の実施と改善のために有効活用する。

大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・従来の研究科を再編し、人文、社会、自然、生命科学の各領域で、授業内容と学位論文の高度化、学際化、国際化を強力に推進する。
- ・課題に基づく実習を重視し、世界レベルの成果の達成に向けた指導体制の整備に着手する。

学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・学生の職業意識向上のために、キャリア教育を充実させるとともにインターンシップなどを通して産業界との連携を強化する。
- ・海外留学支援システムの構築を検討するために、留学生交流委員会に海外留学専門部会を置く。
- ・大学院進学率の向上を図るために、学生への進路指導を充実させる。
- ・医師・歯科医師・薬剤師・看護師、理学及び作業療法士など国家試験の合格が必要な職種については、部局ごとに具体的目標を設ける。
- ・国等が認定する各種資格の取得を推奨し取得者数の増加のための検討を開始する。

大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・高度専門職業人として学生の希望する職種に進むことができるよう、各種資格取得のための教育・指導体制の検討を開始する。
- ・大学院博士前期課程修了者の後期課程への、あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率向上策の検討を開始する。
- ・21世紀COEに多数のポスドク枠を確保し、課程修了後に最先端のプロジェクト研究を担える体制を整える。
- ・海外留学支援システムの構築を検討するために、留学生交流委員会に海外留学専門部会を置く。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況など、様々な教育成果達成指標に係るデータの収集・管理・分析システムの構築に向けて検討を進める。
- ・新評価項目による授業評価を開始するとともに、学生に対する授業評価の趣旨説明を行うことで、適正な評価と、評価活動への参加を通じた学生の学習意欲向上を目指す。
- ・GPAや単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況など、様々な達成指標を用いて、教育の成果・効果の検証を行う。
- ・教育の成果・効果の検証を行うため、卒業後の社会への貢献度を調査する方法について検討を

開始する。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・平成18年度入学者選抜要項(大綱)に記載するために、本学の入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーの検討に着手する。
- ・平成14年度に発足したアドミッションセンターの機能と役割を明確にし、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立するため、検討に着手する。

(学士課程)

- ・平成18年度入学者選抜要項(大綱)に記載するために、本学共通のアドミッション・ポリシーに応じた各学部のアドミッション・ポリシーの見直し・点検に着手する。
- ・入学定員の適正さを点検し、入学者選抜方式(AO入試, 推薦入試, 編入学など)と選抜方法(学力検査, 面接, 小論文・課題論文, 実技検査など)について定期的な見直しを行うために、入学者選抜の結果の「分析と評価の手法」の検討に着手し、その結果の分析と評価を実施する。
- ・平成15年度より導入された高等学校学習指導要領による受験者に対して適切な個別学力検査が実施できるよう、高等学校のカリキュラムの調査と分析・研究を行う。
- ・オープンキャンパス, 出前講座, 高校生のための公開講座, 大学ガイダンスセミナー, 進学説明会等による効果的な高大連携の在り方を検討する。
- ・ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究に着手する。
- ・入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するために、入学から卒業までの学生の修学状況, 卒業後の進路状況について追跡調査を実施する。

(大学院課程)

- ・各研究科のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。
- ・各研究科の将来構想に基づき課程(コース)の増設を検討する。
- ・入学者選抜において、語学力, 基礎学力等, 研究遂行能力を総合的に評価する。

(学士課程・大学院課程共通)

- ・アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法を学内外により周知させるため, 広報体制の整備を進める。
- ・ホームページを活用して入試情報の周知に努めるとともに, インターネットの双方向性を活用した受験者, 高校教諭, 保護者等からの要望・照会等についての適切な対応方法の検討に着手する。
- ・産学連携を強化し, 関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れるための環境を整備する。
- ・外国人留学生のための生活支援体制をより一層充実させる。
- ・外国人留学生短期留学プログラムを10月より新規に開設し, 約20名の留学生を交流協定締結校より受け入れる。
- ・外国人留学生のための英語による大学院特別コースを設置する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ, 優れた専門職業人育成という社会の要請に応えるため, 各学部において適正なカリキュラム編成を行う。カリキュラムの編成に際しては, 次の4つの事項に留意する。

インターンシップ制度や体験学習, 社会(企業, 地域社会, コミュニティ)と連携した教育の工夫, あるいはフィールド型の教育の充実

教育内容の学際化, 高度化及び国際化への対応, また安全, 環境, 倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実

資格認定・取得への対応

長崎県内外の大学, 放送大学との単位互換制度の整備

- ・平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択課題「特色ある初年次教育の実践と改善」と「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を更に推進し, 全国のモデルとなる初年次教

育と工学力養成カリキュラムを構築する。特に、全学的な「教育マネジメント・サイクル」の実現に向け『教育マネジメントポータル』の試用を開始する。

(大学院課程)

- ・各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、改善を図るためその内容を検討する。
- ・博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラム編成へ向けた検討を開始する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラム編成、授業時間割、履修登録単位数の上限設定に関する検証を開始する。
- ・自己表現能力の涵養を図るために、少人数セミナーを維持・拡充し、対話型教育を推進する。
- ・シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について見直しを行い、その活用方法を工夫改善する。
- ・シラバスの電子化に関する検討を開始する。
- ・学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、T A制度などを活用し、相談・助言・支援体制を整備する。
- ・留学生専門教育教員の役割を明確化するとともに、留学生センター専任教員数を増やす。
- ・大学院生による教育補助としてのT A制度を充実し、その活用を図る。
- ・eラーニング推進策の検討を開始する。特に、全学教育(教養教育)において、eラーニングを試用する。

(大学院課程)

- ・きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制を導入する。
- ・大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援組織整備に着手する。
- ・21世紀COEプログラムにより大学院生を海外実地調査研究に派遣する。
- ・国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を実施する。
- ・シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について見直しを行いその活用方法を工夫改善する。
- ・T A制度を大学院教育の一環として位置付け、T Aの配置科目や教育補助の内容を検討・調整するシステムを構築する。
- ・留学生専門教育教員の役割を明確化するとともに、留学生センター専任教員数を増やす。
- ・社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用を導入する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策など

(学士課程)

- ・授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度と成績評価基準に関する検討を開始する。
- ・GPAや医・歯学部における統一共用試験を導入する。
- ・卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を行う。

(大学院課程)

- ・適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。
- ・学位授与基準の点検、複数の指導教員制度の導入、審査員の選定方法等の検討を通じて、学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図る。
- ・教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する早期修了制度の適正化を図り活用する。
- ・修了時において、特に優秀な成績を修めた学生、及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げた学生については、学長による表彰を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教員を留学生センターに重点配置し、外国人留学生短期留学プログラムの10月開講に対応する。
- ・TAの配置科目、予算配分基準、TA採用数を検討・調整するシステムを構築する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・施設データベース等により、施設の利用実態、講義室の稼働率の把握を行う。
- ・学習図書館機能の充実を図るため、附属図書館の資料収集基準を整備し、シラバス掲載図書を重点的に収集するとともに、利用者用端末の増設や閲覧機及び椅子の整備計画の策定を進める。
- ・平成17年度に予定されている総合情報処理センター及び附属図書館の電子計算機システム更新に合わせて、平成16年度に検索端末の増設、マルチメディア学習環境等の整備計画を策定する。
- ・平成17年度に開館時間延長を実施するため、平成16年度に利用者のニーズをくみとるための懇談会等を開催するなどして、調査を実施する。
- ・携帯電話を利用した蔵書検索や利用案内等のサービスを開始する。
- ・教員、院生に対して電子ジャーナルやデータベースに関する利用説明会を開催する。
- ・電子図書館機能の基盤となる目録情報の遡及入力を継続する。
- ・附属図書館経済学部分館の武藤文庫の電子展示を拡充するとともに、医学分館の近世・近代医学史貴重資料の電子情報化に着手する。
- ・武藤文庫のデータベース化の準備作業として確認調査を実施する。
- ・学内研究紀要、学位論文等の著作権処理、電子化及びサーバによる提供と保存の手順を明確化し、学内へ周知する。
- ・幕末・明治期日本古写真データベース(平成10年3月公開)のシステムを更新する。
- ・県内大学で創出された長崎学関係文献のデータベース化に着手する。
- ・学内外の主だった長崎学関係情報資源を調査し、長崎学デジタルアーカイブスの構築に向けてコンテンツを整理する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。
 - 全学教育、専門教育の授業科目について学生による授業評価を実施する。
 - 技術系におけるJABEE審査など外部評価に対する準備を進める。
- ・学生による授業評価結果を適切にフィードバックするシステムを整備し教育改善へ直結させる。
 - 個々の教員に評価結果を通知するとともに、部局に評価結果データを提供する。
 - 評価結果をホームページにより適切に学内外へ公表する。
 - 評価結果を参考にした全学教育科目別の全学教育カリキュラム検討FD及びシラバス作成研修FDを開催する。
- ・大学教育機能開発センター評価・FD研究部門による以下の事業・業務を推進する。
 - 教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究
 - 学生による授業評価業務の実施
 - 評価データの管理と全学的な視点からの分析
 - オンライン授業評価システムの教育マネジメントポータルへの統合の検討

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・教育改善委員会で決定した平成16年度全学FD年間計画を実行する。
- ・教育の改善を不断に図る一助として、専門教育に関する各学部独自のFDを開催する。
- ・オンライン型FDコンテンツの配信を平成16年5月から段階的に開始する。
- ・平成14～15年度FDの成果をまとめて出版する。
- ・ホームページで平成14年度から平成16年度までのFDプログラム成果データを公開する。
- ・大学教育機能開発センター評価・FD研究部門による以下の事業・業務を推進する。
 - 全学教育FDプログラムの研究開発と実施
 - 工学部リメディアル教育(数学)の支援と、リメディアル教育を主軸とした工学部TAに対するFDプログラムの開発
- ・マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツ開発のための検討に着手する。

全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

- ・工学部における補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう，関連大学・学部と協力して，教材や授業方法の改善を図るため，eラーニングのコンテンツ開発のための体制づくりに着手する。
- ・全学教育に関しては，大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ，全学協力体制で実施する。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・特色ある地域の文化や歴史に深く根ざした教育研究を推進する平和・多文化センターの機能を強化し，地域での教育実践に強い教員養成を支援する。
- ・学生の自主的，創造的な活動を支援する創造工学センターの活動計画を整備し，その実施に着手する。
- ・薬学教育の6年制の実施に向けた教育体制整備の検討を開始する。
- ・全人的医学教育の一環として，医学部臨床教育に地域と連携した離島医療研修を組み込む。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- ・学年担任制度，クラス担任制度，少人数担任制度，チューター制度など学部に適した体制を整備するとともに，TAを配置して指導を充実させる。
- ・オフィスアワーの実施を推進する。
- ・学生個々の単位取得状況を把握するための体制を整備する。
- ・IT活用のための情報インフラ（自習室，講義室のネットワーク環境等），IT支援による新しい学習体制（教育用サーバを利用したコンピュータ支援授業，衛星回線・インターネット等を利用したオンライン共同授業など）の整備へ向けて全学的に検討を進める。

生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

- ・学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を集計・分析し，重点支援方策を設定する。
- ・学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持
学生支援センター「学生何でも相談窓口」とインターカー（相談窓口）を再配置したことに伴い，相談しやすい運用を工夫する。
各学部等における学生支援担当者と保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談者及び学生支援センター担当者による事例検討会を定期的に行う。
各学部等における，休・退学，留年，不登校への対応を支援するため，全学的なデータの収集・管理・分析システム構築に向けて検討を進める。
学生委員会の下に，学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当者でつくる組織を設置し，運用の組織体制を検討する。

・心身の健康保持・増進等の支援

保健管理センターにおける定期健康診断の受診を徹底させ，学部学生にあっては現状の高受診率（平成15年度実績＝80.7%；新入生98.7%）を維持するとともに，大学院生の受診率（同＝60.6%）向上のために呼びかけを強化する。
長崎大学生生活協同組合等と大学との定期的協議の場を新たに設け，学生の福利厚生改善の場を恒常化するとともに，健康に留意した食事メニューの充実を図る。
日常的に一般学生が使用できる安全に配慮した運動施設等の整備に向けた計画を検討する。

・就職支援

就職何でも相談を継続するとともに，就職情報室の充実を図るため，求人・求職情報，就職活動情報等をホームページで提供する就職支援システムの導入などの検討に着手する。
全学及び各学部の就職担当教員・職員・アドバイザーの連携を図り，全学的就職指導体制を強化する。
外部（企業等）から講師を招き，キャリア教育を授業として引き続き実施する。
3年生用の「就職のしおり」とは別に新入生のための「就職のしおり」を作成し，新入生段階から就職意識の醸成を図る。

就職関係ガイダンス等を充実させる。

- ・学生の自主的活動の支援
競技会・展覧会等での成績優秀者及びボランティア活動などに対する表彰を学長表彰として行う。
学生プラザのホールを平成15年度末に整備したことに伴い、活用のための組織体制を整備し、さらに体育館など学生支援施設の整備案を策定する。
- ・経済的支援
学費免除制度の在り方の検討に着手する。
- 社会人及び留学生等に対する配慮
- ・社会人に対する配慮
学生相談体制，オフィスアワーを整備する。
携帯電話を利用した蔵書検索や利用案内等のサービスを開始する。
- ・留学生に対する配慮
学部の留学生専門教育教員を活用するとともに，チューター制度を整備する。
企業の社員寮等の借り受けなど，留学生用宿舎を確保する。
- ・障害者に対する配慮
施設のバリアフリー化を一層進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ・総合大学として本学が有する施設設備や研究組織，研究内容・方法の多様性を活用し，その特性を生かした学際的・総合的研究を推進する。
- ・地域が抱える諸問題を積極的に研究課題として取り上げ，それらの研究活動を通して，当該分野におけるアジアや世界での中核的研究拠点形成を目指す。
- ・重点的に育てようとする研究分野を選定し，その研究課題に対して研究費，研究スペース及び人的資源面で積極的に支援する。
- ・本学の特色となりうる基礎的研究や萌芽的研究を推進する。

大学として重点的に取り組む領域

- ・21世紀COEプログラムとして採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の推進。
- ・東南アジア・東アジアに近いという本学の地理的特性に基づく特色ある研究。
- ・東シナ海域及びその周辺域をフィールドとした海洋環境保全・修復や水産資源育成に関する研究。
- ・分子認識科学など最先端分野における国際研究。
- ・少子化，高齢化，生活環境，地域災害，医療，福祉，健康管理など現代の諸問題に加えて，離島や山間部が多く，閉鎖性海域（大村湾，有明海）を持つ長崎の地形的特殊性及び被爆地としての特殊性を踏まえた学際的研究。
- ・産官と連携し地域企業を活性化するための特徴ある先端的研究。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・シーズ情報の届出システムの構築に着手する。
- ・公式ホームページ等によるシーズ情報の公開方法の検討に着手する。
- ・研究活動によって得られた学術情報の有効利用のため，各種情報のデータベースの構築に着手する。
- ・長崎TLOの会員制度に加入し，技術移転等における長崎TLOとの連携体制の強化を図る。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・本学における研究分野や研究活動の多様性に基づき，研究水準の設置対象を人文，社会，自然，

生命科学系に区分し、それぞれの分野でのCOE研究水準、学内重点研究水準を検討・設定するための体制の整備に着手する。

- ・生命科学系では、平成16年度中にSCIE及びSSCI登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を算出し公表する。
- ・人文、社会、自然、生命科学系では、平成16年度中にレフリー付きの学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表件数、特許の出願数を集計し、公表する。
- ・社会への説明責任を果たすために、研究内容と成果を公開する体制を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・多様な研究活動を柔軟に推進するための研究者及び研究支援者の配置を可能とする全学的な調整システムの検討を開始する。
- ・国際共同研究のための海外からの専門家の招聘を推進する。
- ・重点研究プロジェクトのポスト採用を推進するため、その財政的基盤構築を含めた全学レベルでの支援体制の検討を開始する。
- ・研究方針に沿った客員研究員、日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。
- ・RAを重要な研究支援者として、更に有効に活用できるような体制の整備に着手する。
- ・技術職員及び教務職員の適切な配置の検討を開始する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・長崎大学で育てるべき重点研究課題・萌芽の研究課題の選定など、研究の企画・推進を図るための研究企画推進委員会を設置し、重点的資金配分を行う体制の整備に着手する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・重点研究や外部資金を獲得した研究が効率的に行えるよう、オープンラボ並びに共通実験施設などの研究スペースを、公正な配分基準の下に、適切に配分する体制を確立するための検討を開始する。
- ・学内共同教育研究施設等施設の整備と研究設備の充実を推進するため、施設の機能的統合を図り、施設及び設備の維持管理と全学的視点に立った、計画的運営方法策定・評価体制構築の検討に着手する。
- ・学内共同教育研究施設等に設置される実験機器の共同利用の推進を図るため、各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。
- ・各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信を一元化するための情報網を整備する。
- ・電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、平成17年度以降の電子ジャーナル・各種データベース導入の年次計画を作成する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・知的財産本部専任教員を採用し、知的財産本部の運営体制の強化を図る。
- ・共同研究・受託研究等の共同出願システムを構築する。
- ・知的財産の創出のための戦略等を検討する知的財産委員会を設置する。
- ・適切な知的財産活動のために利益相反ポリシーを策定し、学内浸透を図る。
- ・知的財産管理活用体制の運用を開始し、定常的運用のための問題解決に取り組む。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・重点研究課題
適正な評価方法と課題研究の見直しや支援の在り方等について検討を行う体制を整備する。
- ・その他の研究課題
教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施するためのデータを集積する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻と原爆後障害医療研究施設、及び医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専攻と熱帯医学研究所の共同研究体制（いずれも21世紀COEに採択済み）を中心として、国際共同研究及び国内共同研究体制を強化する。
- ・熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。

- ・学内研究者情報及び研究課題の公開を促進し他機関との共同研究体制，産学官共同研究体制への発展を積極的に支援する。
- ・生命科学研究支援拠点として，先導生命科学研究支援センターの機能と学内共同研究体制の整備に着手する。
- ・海洋資源教育研究センターを中心に，東アジア地域を中心とする海洋関連の国際・国内共同研究を推進する体制を整える。
- ・学際的，国際的な研究を一層推進するために，学内共同教育研究施設等としての機能を更に活性化するための体制の整備に着手する。

学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・既に採択されている21世紀COEプログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」については，海外研究拠点の構築を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

- ・附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するため，離島医療を推進するとともに，近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務を実施する。
- ・社会人の受入れを一層推進し地域への貢献を図るため，生涯学習（リカレント教育）のためのコースを経済，教育，医学分野で開講する。
- ・大学における知的活動を広く市民に公開するために，医学資料室，薬用植物園，シーボルト記念植物園の一般開放の継続と機能改善，「総合経済」の市民開放，薬害被害などに関する公開講座，オープンキャンパスを実施する。
- ・公開講座が社会のニーズにより適切に応えたものとなるための講座評価に関する調査・研究を推進する。
- ・地方自治体と連携して地方自治体のニーズに応じた公開講座を開講する。
- ・地域の諸機関・団体等の要請に応じた公開講座を当該機関・団体等と連携して開講する。
- ・離島教育の推進のため，小・中・高校を対象とした離島教育（遠隔授業），大学教員の訪問授業を実施し，さらに附属教育実践総合センターに教育相談室を開設する。
- ・小・中・高校の現職教員に対する再教育のため，研究会，科目等履修生制度，各種研修，セミナーを行う。
- ・教育訪問や教育支援，各種研修会・研究会の企画実施，各教育施設の開放や高大連携事業などを推進する。
- ・地方自治体との協力体制を強化するため，大学の人的，知的資産を研究内容や研究者情報という形で電子情報として公開する。
- ・社会の要望に応えるため，国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。
- ・長崎関係史料・古写真資料その他本学の特色ある研究活動に必要な資料を収集する。
- ・附属図書館が所蔵する貴重資料の展示会を開催する。
- ・「長崎学デジタルアーカイブス」を構成するデータベースを維持し，コンテンツを追加する。
- ・貴重資料の修復保存計画を策定する。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大するため，利用規程を整備する。
- ・研究者情報・共同利用設備使用のための情報ネットワークの相互乗り入れ体制について検討を開始する。
- ・地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化のための方策について検討を開始する。
- ・県内他大学等研究機関を含めた長崎TLOの活用体制の構築に着手する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・発明等の届出システムを構築する。
- ・発明等のデータベースの構築に着手する。
- ・公式ホームページ等による技術シーズの公開方法の検討に着手する。

- ・発明等の発掘システムの構築に着手する。
- ・知的財産本部専任教員を採用し、知的財産本部の運営体制の強化を図る。
- ・知的財産専門家の育成に着手する。
- ・知的財産データベース構築のための情報収集を開始する。
- ・産学官連携等推進のために首都圏拠点を設置する。
- ・自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を積極的に行う環境を整備するために、責務相反ポリシーを策定し周知徹底を図る。
- ・産学官連携の研究会の登録制度を構築する。
- ・共同研究等の健全かつ適正な実施のため、知的財産ポリシーの周知徹底を図るとともに、知的財産創出意識の育成活動を開始する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学術交流協定締結を進める。
- ・学術交流協定をより実効性のあるものにするため、教職員や学生の海外派遣・留学を支援するための制度の検討に着手する。
- ・教員の派遣を積極的に行うため、学外での共同研究や研究課題に一定期間専念できる体制を整備し、当該部局機能に支障の出ないような制度を確立するための検討に着手する。
- ・外国の大学等との単位互換制度を確立することによって留学生の積極的な受入れを図るとともに、教職員の留学生後援会への加入率の向上、また健康管理上のアドバイス、悩みや不安に対する相談なども含めた受入れ体制・支援体制の整備を行う。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・WHO、JICA等へコンサルタントあるいは長期・短期専門家として参加する。
- ・現在設置されている3つのWHO協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。
- ・被ばく者治療の先端的研究と治療を通して、放射線被ばく者への医療支援を推進する。
- ・熱帯医学や環境問題研究などを推進するために、熱帯病の流行する地域や共通の環境問題を抱える開発途上国に研究交流拠点の設置を目指す。
- ・海外の日本研究の支援を強化するために「幕末・明治期日本古写真データベース」の内容（英語版での古写真の解説）を追加する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・医療の質を高めるため、クリティカル・パス（診療計画工程表）を充実させる。
- ・周辺病院との連携及び機能分担を推進し、在院日数の短縮を図る。
- ・安全管理部の機能を強化し、関係委員会とも連携して高度な安全管理、品質管理体制を構築する。
- ・ISO（国際標準化機構）9001の基準認証を取得する。
- ・広報活動を充実させるため、診療内容、診療実績等の情報のホームページへの掲載を検討する。
- ・病院長のリーダーシップを強化するため、病院長をサポートする副院長長体制を強化し、経営企画部を設置するとともに、学外から経営の専門家を参画させる。

良質な医療人養成の具体的方策

- ・医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE（客観的臨床技能評価法）とPBLチュートリアル（問題解決型学習）を実施する。歯学生に対しては、臨床実習コアカリキュラムを推進する。
- ・医学・歯学生に対して救命処置を含むプライマリケア（基本的診療能力）を重視した教育を充実させる。
- ・臨床教育関連病院群の強化を図るため、臨床教育研修センターを設置する。歯科については、平成18年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会を設置し対応する。

研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策

- ・他学部との共同研究により医療機器等の開発を目指す。

- ・ 治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させるため、治験コーディネーター部門を強化し、地域ネットワーク体制の構築に着手する。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・ 診療体制の活性化を図るため、病院所属の教員に任期制を適用する。
- ・ 医療事務職員の専門職員化及びコメディカル職員の組織化（診療支援部）に着手する。
- ・ 機動的な職員配置を行うため、病院長の下に一定の助手人員を確保するプールバンク制度を導入する。

離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・ 離島医療支援の充実を図るため、卒前及び卒後教育に離島医療研修を組み込む。
- ・ 地域医療を充実するため、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を実施する。
- ・ 予防医療の推進のため、生活習慣病予防診療部で公開講座等を含めて市民への啓発活動に着手する。
- ・ 患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」等に参加し、啓発・指導に着手する。
- ・ 離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修に着手する。

医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

- ・ 国際ヒバクシャ医療センターにおいて、国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。
- ・ 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて継続検討する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・ 附属学校園協議会と教育学部が学期ごとに協議する場を設定し協議を行う。
- ・ 教育学部附属教育実践総合センターと附属学校4校園の定期的協議を継続し、教科の授業研究と教育実地研究について共同研究を行う。
- ・ 教育学部教員と附属学校4校園教員との日常における交流を更に深め、教育学部学生の指導や援助、附属学校4校園におけるカリキュラムの編成、学習指導法の改善、学習材の開発、教育相談や発達相談、特別活動、特別支援教育等に関わる共同研究を推進する。

学校運営の改善に関する具体的方策

- ・ 学校評価、育友会、学校評議員会、学校公開を積極的に活用して、保護者や地域社会の意見や要望を学校運営に生かす努力をする。
- ・ 附属幼稚園内研究での保健指導を新たに実施する。
- ・ 保育研究協議会において養護部会（仮称）を開催し、幼稚園における幼児保健教育の指導的役割を目指した活動に着手する。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・ 今後の入学者（入園者）選考の在り方について、附属学校4校園で検討を行う。

公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・ 公立学校教員と同等の教職員研修実施に着手し、研修実施協議会及び研修実施運営委員会の機能を整備する。
- ・ 校内における現職教育研修について、附属学校4校園で現行の現職教育研修を検討し、必要な改善を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・ 学長を中心に役員会、経営協議会、教育研究評議会が連携して、教育研究、産学官連携、地域連携、国際連携における重点的施策の明確化とその実現のための経営戦略の立案を図る。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・学長を中心とした最終意思決定機関の役員会及び審議機関としての経営協議会と教育研究評議会の機動的・機動的な役割分担を確立し、さらに学内コンセンサスの確保のために、全学委員会の見直し、充実を進めるとともに、部局間の連絡調整会議的な機能をもたせた組織を設置する。
- ・学長のリーダーシップ機能の発揮に必要な経営・財政基盤の確立のため、経営感覚に優れた人材を登用する。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部長等補佐体制を充実するとともに、教授会における審議事項の精選を進める。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・教員と事務職員等による一体的な運営を確保するため、事務局に役員支援室を設置するとともに、大学・学部等の各種委員会への事務職員等の参画を進める。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・適切な教育改善と育成すべき研究を推進するために、重点的資源配分を行う全学的体制作りを進める。
- ・学長のリーダーシップの下で大学運営を機動的・戦略的に進めるために一定の教員数を学長の下に確保する。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・役員会、経営協議会、監事に起用する学外者については、産業界、行政、学界、地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。
- ・学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みを検討する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・内部監査機能の充実を図るために、監査部門を設置して定期的に業務監査等を実施する。

国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・大学運営の効率化を図るため、国立大学法人間の全国組織及び地域ブロックでの活動を通じて自主的な連携・協力体制を整備充実する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・教育研究組織の見直しのための組織について検討を開始する。

教育研究組織の見直しの方向性

- ・教育研究の高度化を図るため、学内共同教育研究施設を再編・統合し、共同研究交流センター（仮称）を設置する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員については、平成19年に実施する予定である個人評価のためのデータを蓄積する。事務系職員については、勤務評定を実行しつつ、評価方法の検討を進める。
- ・大学への貢献に応じたインセンティブの内容を検討する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・人事委員会及び人事制度検討専門部会を設け、柔軟な人事制度を検討する。
- ・変形労働時間制、裁量労働制、社会貢献を容易にする兼業制度等を検討し、可能な制度については導入する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・任期制をとる組織では、再任の条件を決定する。他の組織においては任期付き教員の採用・任期制の導入の必要性とそのための条件の検討を行う。

- ・民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材を採用するために公募制による教員選考を積極的に推進する。

外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- ・プロジェクト型職員採用の柔軟化を進めるとともに、外国人教師・研究員制度について検討を加える。
- ・女性の働きやすい環境を確保するために、就業規則を整備する。
- ・障害者の採用を容易にするために、バリアフリー等の働きやすい環境を整備する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・事務職員等の採用に当たって、大学独自の選考基準についても検討する。
- ・事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度を充実させる。
- ・人事交流については、職員の資質向上を図るため、国立大学法人等と連携して計画的な人事交流制度を構築する。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的な方策

- ・教育研究の専門性や社会のニーズに対応して、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みについて検討を開始する。
- ・法人化後の状況を踏まえて、適正な事務組織の再編を検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・プロジェクトチームを設置し、事務組織の機能・編成等の更なる見直しを検討する。
- ・学生の支援に関する事務の充実のため、新たに学生支援センターを設置する。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業を検討し、当該業務処理の協力体制を構築する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・プロジェクトチームを設置し、必要な業務の精選やアウトソーシング可能な業務について検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・企業情報の収集に努めるとともに研究情報及び成果を公開すること等により、産学官の連携を図り、受託研究と奨学寄附金等の増加に努める。
- ・科学研究費補助金への全教員の応募と採択件数・交付金額の増加を目指す。
- ・卒業生、研究生、産学官連携のパートナー、地域の個人・企業など、広い意味で長崎大学に関係ある個人・機関との連携を維持・発展させる活動を強化する。
- ・科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを過去3ヵ年平均以上確保するよう努める。
- ・国際協力プロジェクトに関連した外部資金の獲得と迅速な事務手続きを可能とするため、ワンストップセンターの設置の検討に着手する。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・施設の効果的な運用を図り、外部への積極的な貸し出しを行う。
- ・知的財産本部などの技術管理部門を中心に特許料等の収入増を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・柔軟な人員配置を行うなどして、人件費の更なる適正化を図る。
- ・情報のデータベース化と既存書類の電子化を推進する。
- ・業務の見直し及び効率化を進めるとともに、光熱水料等管理費の低減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・施設データベース等により施設の管理・利用状況等を定期的に点検し、施設の利用実態・諸室の稼働率の把握を行い、施設の利用状況等を公開し、施設利用者の施設有効活用に関する意識の啓発に努める。
- ・施設の資産については、施設の機能面での不具合だけの点検ではなく、総合的な施設安全点検パトロールを行い、予防的な施設の点検・保守・修繕等を効果的に実施し、長期にわたる施設の有効活用を図る。
- ・学内における交通安全のため車の動線の見直しを行うとともに、入構規制による駐車整理の検討を開始する。
- ・知的財産の社会での活用を促進するために、それらに関するデータ収集方法や公開方法の検討に着手する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・全学的評価委員会である長崎大学大学評価委員会の在り方を見直すとともに必要に応じ評価項目の見直しを行う。

外部評価等

- ・大学評価委員会において外部評価の実施に向けた検討を進める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・大学ホームページの英語版を充実するとともに、新たに中国語版、韓国語版を開設する。
- ・大学ホームページの維持管理体制を更に充実させる。

学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備

- ・既存の学位論文及び科研費報告書の書誌情報のデータベース化に着手する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

- ・病院施設の老朽化・狭隘化等を解消し、長崎県における中核医療機関としての役割、先端医療の先駆的役割を果たすため、機能的で先端的な医療が提供でき、かつ患者の住環境改善に配慮した新病棟・診療棟の実施設計を行い、工事に着手する。
- ・現「鶴洋丸」及び「鶴水」の代船として新「鶴洋丸」を建造する。
- ・新病棟・診療棟の実施設計にあたり、医療環境の向上や全ての利用者が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザインの考え方に基づき、一層のバリアフリー化を推進する。
- ・健康管理のため日常的な利用が多い保健管理センターの既存施設に、スロープ・多目的便所・自動扉を設置し、全ての学生・教職員が快適に利用できるようにバリアフリー化を進める。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・施設データベースの入力データ率を向上させ、施設の利用実態・諸室の稼働率の把握を行う。
- ・施設データベース等により施設の利用状況等を公開し、施設利用者の施設有効活用に関する意識の啓発に努める。
- ・長期にわたり施設の安全性・信頼性を確保し、有効に活用するため、定期的な施設の巡回点検を実施する。
- ・良好なキャンパス環境の維持と、構内環境美化に対する意識の向上を図るため、学生・教職員による全学的なキャンパス清掃を行い、美しいキャンパス作りを推進し、併せて、環境美化に対する意識の啓発に努める。
- ・文教キャンパスにおける人・車・サービス動線の見直しを行い、サイン、案内板等設置の整備計画の検討を行う。
- ・省エネルギー・省資源対策として、学生・教職員に対してエネルギー使用量の公開や、省エネ

ルギーへの意識啓発のためのポスター作りを行い学内に周知する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・総合安全衛生委員会、衛生員会などの労働安全衛生体制を整備するとともに、安全管理教育プログラムを構築して、教職員に対する安全教育を行う。
- ・産業保健スタッフを配置して、教職員の健康管理と健康増進を図る体制を整備する。
- ・環境科学部、環境保全センター、機器分析センター、地域共同研究センター、保健管理センター、大学教育機能開発センター、先導生命科学研究支援センター（アイソトープリソース開発分野）以外の組織においてもISO14001取得を検討する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・災害発生時の対応を含めた手引きを作成し、オリエンテーション等を通じて周知徹底する。
- ・附属学校園の幼児、児童、生徒の安全を確保するために行った緊急措置に基づき、その適正な運用を図る。さらに、キャンパスの異なる附属養護学校は単独で、附属幼稚園・附属小学校・附属中学校では共同しての避難訓練、危機管理を検討する。

核燃料物質、RI及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の管理体制の整備を進め、使用状況等を検証するとともに、化学物質の移動・登録に関する「PRT法」への対応を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

44億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・練習船鶴洋丸及び実習船鶴水は、新規実習船建造に伴い譲渡する予定である。
- ・附属病院病棟・診療棟(軸)に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病棟・診療棟の敷地及び建物について、担保に供する。
- ・附属病院基幹・環境整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
附属病院病棟・診療棟(軸)	総額 2,142	施設整備費補助金 (326)
附属病院基幹・環境整備		船舶建造費補助金 (668)
小規模改修		長期借入金 (1,148)
附属実習船鶴洋丸建造		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (0)

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

* 採用方針

教員選考に当たっては、民間・公私立大学・他国立大学法人等からの公募等による人材登用、外部資金を活用した採用等を推進し、国内外から広く優秀な人材を採用する。事務系職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。女性、外国人、障害者に対しては、働きやすい環境・制度の整備を進める。

* 雇用方針

社会貢献活動を容易にする制度や変形労働時間制等の柔軟な人事制度、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組み、大学への貢献度に応じたインセンティブを与えるシステム、適正な事務組織の再編等を検討して可能なものから実行する。すでに任期制を実施している組織に加えて、他の組織においてもこの制度採用の可否を検討する。これらの取組を通じて、学内の人的資源の有効活用と全体的な人件費の適切な管理を進める。

* 人材育成方針

教員に対する現行の研修制度を維持するとともに、ファカルティ・ディベロップメントを充実して教育能力の向上を図る。事務系職員についても、職務に応じて法人内、九州地区及び全国規模の研修を受けられる制度を整備する。

* 人事交流

事務職員については、多様な人材の確保と組織の活性化を図るため、他の国立大学法人等と連携して計画的な人事交流が行える制度を構築する。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数 1,736人
また、任期付職員数の見込みを 500人とする。
(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 21,279百万円

(別紙)予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,300
施設整備費補助金	326
船舶建造費補助金	668
施設整備資金貸付金償還時補助金	13
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	19,336
授業料及入学金検定料収入	5,093
附属病院収入	14,130
財産処分収入	0
雑収入	113
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,654
長期借入金収入	1,148
計	40,445
支出	
業務費	34,924
教育研究経費	19,297
診療経費	13,343
一般管理費	2,284
施設整備費	1,474
船舶建造費	668
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,654
長期借入金償還金	1,725
計	40,445

[人件費の見積り]

期間中総額 21,279百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位:百万円)

	金額
費用の部	38,121
經常費用	38,121
業務費	34,645
教育研究経費	3,643
診療経費	7,327
受託研究費等	804
役員人件費	147
教員人件費	13,310
職員人件費	9,414
一般管理費	947
財務費用	447
雑損	0
減価償却費	2,082
臨時損失	0
収入の部	38,881
經常収益	38,881
運営費交付金	16,340
授業料収益	4,298
入学金収益	638
検定料収益	157
附属病院収益	14,130
受託研究等収益	804
寄付金収益	824
財務収益	0
雑益	113
資産見返運営費交付金等戻入	955
資産見返寄付金戻入	25
資産見返物品受贈額戻入	597
臨時利益	0
純利益	760
総利益	760

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位:百万円)

	金額
資金支出	42,114
業務活動による支出	35,545
投資活動による支出	3,175
財務活動による支出	1,725
翌年度への繰越金	1,669
資金収入	42,114
業務活動による収入	38,290
運営費交付金による収入	17,300
授業料及入学金検定料による収入	5,093
附属病院収入	14,130
受託研究等収入	804
寄付金収入	850
その他の収入	113
投資活動による収入	1,007
施設費による収入	1,007
その他の収入	0
財務活動による収入	1,148
前年度よりの繰越金	1,669

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	720人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	情報文化教育課程	240人
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,450人
	・夜間主コース	240人
医学部	医学科	590人 (うち医師養成に係る分野 590人)
	保健学科	332人
歯学部	歯学科	335人 (うち歯科医師養成に係る分野 335人)
薬学部	薬科学科	320人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	320人
	情報システム工学科	200人
	構造工学科	160人
	社会開発工学科	200人
	材料工学科	200人
	応用化学科	200人
	各学科共通	40人
環境科学部	環境科学科	580人
水産学部	水産学科	440人
教育学研究科	学校教育専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 64人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	3人 (うち博士後期課程 3人)
医学研究科	生理系専攻	12人 (うち博士課程 12人)
	病理系専攻	10人 (うち博士課程 10人)
	社会医学系専攻	4人 (うち博士課程 4人)
	内科系専攻	13人 (うち博士課程 13人)
	外科系専攻	16人 (うち博士課程 16人)
	新興感染症病態制御学系専攻	15人 (うち博士課程 15人)
歯学研究科	歯学専攻	18人 (うち博士課程 18人)
環境科学研究科	環境共生政策学専攻	8人 (うち修士課程 8人)
	環境保全設計学専攻	17人 (うち修士課程 17人)
生産科学研究科	機械システム工学専攻	54人 (うち博士前期課程 54人)
	電気情報工学専攻	104人 (うち博士前期課程 104人)

	環境システム工学専攻	64人 (うち博士前期課程 64人)
	物質工学専攻	54人 (うち博士前期課程 54人)
	水産学専攻	84人 (うち博士前期課程 84人)
	環境共生政策学専攻	8人 (うち博士前期課程 8人)
	環境保全設計学専攻	17人 (うち博士前期課程 17人)
	システム科学専攻	35人 (うち博士後期課程 35人)
	海洋生産科学専攻	49人 (うち博士後期課程 49人)
	物質科学専攻	44人 (うち博士後期課程 44人)
	環境科学専攻	8人 (うち博士後期課程 8人)
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻	229人 (うち博士課程 229人)
	新興感染症病態制御学系専攻	66人 (うち博士課程 66人)
	放射線医療科学専攻	33人 (うち博士課程 33人)
	生命薬科学専攻	175人 〔うち博士前期課程 106人 博士後期課程 69人〕
医療技術短期大学部	専攻科助産学特別専攻	20人
附属小学校	840人 学級数 21	
附属中学校	600人 学級数 15	
附属養護学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	160人 学級数 5	